



かみじまちょう

ゆげ海の駅

利用規約

上島町役場 建設課

栈橋のご利用案内

1. 時間

受付時間：8：30～17：15

ただし、上記の時間以外及び休祝日は宿日直者が対応。

2. 場所

愛媛県弓削港第1栈橋【ゆげ海の駅】

N 34° 15'028" E 133° 12'020"

3. 対象船舶

栈橋に係船可能な船舶等（水上バイク等も可）

4. 利用料金

【ゆげ海の駅】

入港料	1トンあたり1円
係船料	1トンあたり1泊1円
水	1日あたり100円
電気	1日あたり300円

5. 利用申込み方法

・事前申込み（予約）

利用日の2ヶ月前から電話・FAX・メールにて予約受付を行う。

※電話予約された方は、FAX又はメールにて正式に申請を行うこと。

※予約のキャンセルは原則3日前までにご連絡すること。

・当日申込み

栈橋に空きがある場合のみ利用可能。

6. 注意事項等

・港内は、定期船舶等が航行しているため、安全航行を心がけること。

・港内は徐行すること。

・定期船舶等から十分離れて航行すること。

・係留禁止場所へ係留してはならない。

- ・周辺の船等に迷惑等かける船は入港させない。
- ・棧橋上及び周辺での営業行為等を行ってはならない。
- ・当施設を損傷等した場合は届け出なければならない。
- ・当施設の備品等を持ち帰ってはならない。
- ・ゴミ等は上島町指定ゴミ袋を購入のうえ、適切に分別等を行ったうえで指定場所に捨てること。

【係留期間】

- ・最大5泊

※ただし、やむを得ない事情の場合はこれによらない。

【その他】

- ・官公庁の船舶について、使用料等は免除とする。
- ・暴力団・暴力団関係者・その他親交者、暴力行為の常習者またはその恐れのある方の利用は固く禁ずる。
- ・港内で発生した事故・トラブル・損害等の諸問題については全て自己の責任において処理することとし、管理者は一切の責任を負わない。
- ・施設等を損傷させた場合は使用者の負担によって現状復旧すること。
- ・関係法規及び関係条例等を遵守すること。
- ・管理者からの指示に従うこと。

7. 問い合わせ先

【ゆげ海の駅】

上島町役場 弓削総合支所 建設課

TEL:0897-77-2500

FAX:0897-77-4011

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年2月13日から施行する。